

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和7年5月22日(木) 午後2時00分～午後3時06分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文</p> <p>4. 欠席委員(3人) 4番 堀江 恒夫、9番 奥畑 智子、10番 小池 進</p> <p>5. 出席推進委員(5人) 3番 檜山 正人、4番 高野 一宏、8番 伊藤 榮三、17番 小池 秀俊、20番 平塚 充</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第4号)に係る意見聴取について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介</p>	
事務局長(小口)	ただいまから令和7年第5回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(小口)	本日は、4番 堀江 恒夫 委員、9番 奥畑 智子 委員、10番 小池 進 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中14名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(小口)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

<p>事務局長（小口）</p>	<p>< 経過報告を朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は 13番 滝 薫 委員、14番 大森 浩之 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、12番 田澤 稔 委員。整理番号2・3番、13番 滝 薫 委員。整理番号4番、12番 田澤 稔 委員。整理番号5番、10番 小池 進 委員欠席のため事務局が代読します。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>5月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、酪農の経営、牛乳の生産・販売、乳用牛の生産・飼育及び販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 600、代表取締役、年間330日。●●● 200、取締役、年間330日。農業関係者の議決権の割合、100%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員を占める。農機具・家畜の保有状況、乳牛180頭、トラクター5台、ローター4台、ホーク2台。取得地への通作距離、約6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑1,134aを農作業受託。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。申請地付近ではデントコーンを作っているところが多いようですが、草が生い茂っている箇所も見受けられましたので、今回●●●牧場で購入すれば農地を有効活用していただけたと思われまます。調査の結果、株式会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員を占める構成員が役員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われまます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われまます。以上のと</p>

<p>(12番 田澤 稔 委員)</p>	<p>おりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>5月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田42a、畑22a、計64a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>5月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田101a、畑5a、計106a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>12番 田澤 稔 委員</p>	<p>5月17日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約5年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台・田植機1台・コンバイン1台をリースで導入予定。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田13a、計13a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。申請地は●●●川と●●●川の合流地点の近くののですが、申請地の下の方の農地は水が入ってこないの畑として利用している人もいる状況です。申請地もこれまで水田としては活用されておらず、草刈り等により管理されていた状況なのですが、今回受人が購入して水田として活用したいとのことです。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局（高橋）</p>	<p>5月16日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は</p>

<p>(事務局 (高橋))</p>	<p>議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台の他、スピードスプレーヤー等の梨農家の農機具あり。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑99a、計99a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>3番 檜山正人 推進委員</p>	<p>(整理番号1番について) 田澤委員の報告のとおり、特に問題ないと思います。</p>
<p>4番 高野一宏 推進委員</p>	<p>(整理番号4番について) 問題ないと思います。</p>
<p>17番 小池秀俊 推進委員</p>	<p>(整理番号5番について) 現地調査の際に話を聞いた中では、問題ないと思います。</p>
	<p>< 他に意見なし ></p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
	<p>< 質疑・異議なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	<p style="text-align: center;">＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2番、15番 石川 翔平 委員。整理番号3番、5番 川上 恵 委員。整理番号4・5番、1番 大窪 克美 委員。整理番号6番、5番 川上 恵 委員。</p>
15番 石川 翔平 委員	<p>5月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで畑。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定20年間。転用計画、転用事業者は、申請地南側の近接地に本店を有し製造業を行っているが、工場敷地が狭く従業員用の駐車場が不足し、やむなく隣接する代表取締役の自宅敷地を駐車場として使用していた。その後、会社と個人を分離するため、会社に近接する申請地を借用して従業員用駐車場として使用することを計画し整備の上使用していたが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。顛末書あり。総事業面積、253㎡。転用面積、253㎡。転用目的、駐車場（11台分）。進入路、西側・南側。代替性検討、土地選定経過について事業計画書に記載あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、該当なし。駐車場として整備済。事業着工の時期、該当なし。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。過去に従業員駐車場を目的とした農地転用の実績なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>5月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し不動産業を行っており、申請地南側のアパート（10世帯入居予定）を購入したが、住人用の駐車場が7台分しかなく不足していることから、新たにアパート近隣に駐車場を整備する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、266㎡。転用面積、266㎡。転用目的、駐車場（13台分）。進入路、南側。代替性検討、第3種農地のため不要。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年6月10日から令和7年7月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。過去に当該アパート駐車場を目的とした農地転用の実績なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>5番 川上 恵 委員</p>	<p>5月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道・水路を挟んで雑種地、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、あり。権利の移転、設定、賃借権の設定20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、995㎡。転用面積、995㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で総費用回収見込む(経費除く)。売電単価、税抜8.5円。事業面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル202枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力111.10kW、年間発電量約12万8千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年6月1日から令和7年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年10月16日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>1番 大窪 克美 委員</p>	<p>5月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が雑種地、南が宅地、北が宅地・畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、賃借権の設定20年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、997㎡。転用面積、997㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。11年で総費用回収見込む(経費除く)。売電単価、税抜8.5円。事業面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル198枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力109.89kW、年間発電量約12万7千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年6月1日から令和7年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年3月25日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8番 伊藤榮三 推進委員	(整理番号1番について) 問題なくよろしいと思います。
20番 平塚充 推進委員	(整理番号6番について) 問題ないと思われませう。
議長	これより質疑に入ります。
3番 中村 東 委員	整理番号4・5番の申請地は結構な傾斜地だと思います。それなのに排水がないということですが、その辺の対策はどうなのでしょう。
1番 大窪 克美 委員	隣接地でも同じように太陽光パネルを設置しており、同じように排水がないので、申請地も問題ないと思います。
議長	整理番号4番の申請面積が総面積の半分なのは地形によるものですか。
事務局(中山)	総面積2,076㎡のうち997㎡のみを転用し、残りは今までどおり農地として利用するそうです。賃借権の設定ということで分筆までは必要ありませんので、添付資料として特定図(資料42ページ)をいただいております。
議長	今回の申請面積を1,000㎡未満にして、後で残り半分も転用する予定なのでしょう。
事務局(中山)	今のところそういう話は聞いておりませう。
7番 荒井 喜代子 委員	中村委員の質問とかぶるんですが、整理番号4・5番の斜面はどのようになっているのでしょうか。推進委員さんが問題ないということで問題はないとは思いますが、私の地元で何十年も前に太陽光パネルの下方に通っている農道が異常な雨による土砂崩れで通れなくなったことがありました。斜面の角度によっては下に調整池を作るなど、市道・農道へ流れていかないような対策は考えているのかなと思ひまして。
事務局(中山)	現地調査をしたところ、そこまでの急斜面ではなかつたので、雨の道筋は多少変わるかもしれませんが、それほど影響はないと思われませう。今回の事業では調整池を作るなどの対策はないのですが、問題はないと感じました。
	< 他に質疑・異議なし >

議長	<p>ただいま上程中の、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4 議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第4号）に係る意見聴取について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第4号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第4号）については、【地域計画区域内】新規16件、農地中間管理権の設定を受ける者8名、農地中間管理権の設定をする者16名です。設定面積は、50,590㎡です。令和7年度累計は、64,967㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年6月30日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>< 質疑・異議なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第4号）に係る意見聴取について」は、その他異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

議長

異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第4号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

（ 午後 3時 06分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月22日

議 長

13 番

14 番